

第4章 野外レクリエーションに適した森林環境整備

1 基本方針

いこいの森は、その大部分が森林で、大半はスギ、ヒノキの人工林が占めており、ふれあいの丘やクヌギの広場、自然観察ゾーンの一部に広葉樹林がパッチ状に分布しています。このように、敷地のほとんどが森林であるいこいの森においては、森林内の環境や景観がその印象を決定していると言えます。序論で述べたように、いこいの森の森林内は全体的に過密で、林床もきれいに整理されているとは言い難く、利用者に暗く閉鎖的な印象を与えています。いこいの森を魅力的な施設へと再生するためには、これらを改善することが不可欠です。

そのためには、第一に、スギ、ヒノキの過密林分※18の間伐、枝条等が散乱している林床の整理などの森林環境整備を計画的かつ速やかに実施する必要があります。この際、いこいの森が野外レクリエーション施設であることを考慮し、景観を大きく変え、環境にも負荷をかける皆伐は実施せず、間伐主体の森林整備を進めていくこととし、主伐※19を実施する場合にあっては、択伐※20によることとします。

併せて、各ゾーンの特色や利用形態に合わせた森林環境整備を進めていくことも重要であり、これまでのスギ、ヒノキが優占する単一的であったいこいの森の森林を、下層植生が豊かで広葉樹が混交する表情豊かで多様な森林へと再生していくために、森林整備の方向性をゾーンごとに示し、利用者への利便性や魅力の向上へとつなげていきます。

なお、森林整備の際には、各森林所有者との協議が必要であることは言うまでもなく、市、指定管理者及び森林所有者間で十分に連携しながら、必要な森林整備の実施を図っていきます。



スギ・ヒノキ人工林



ふれあいの丘に広がる広葉樹林

2 ゾーン別森林環境整備計画

(1) キャンピングゾーン

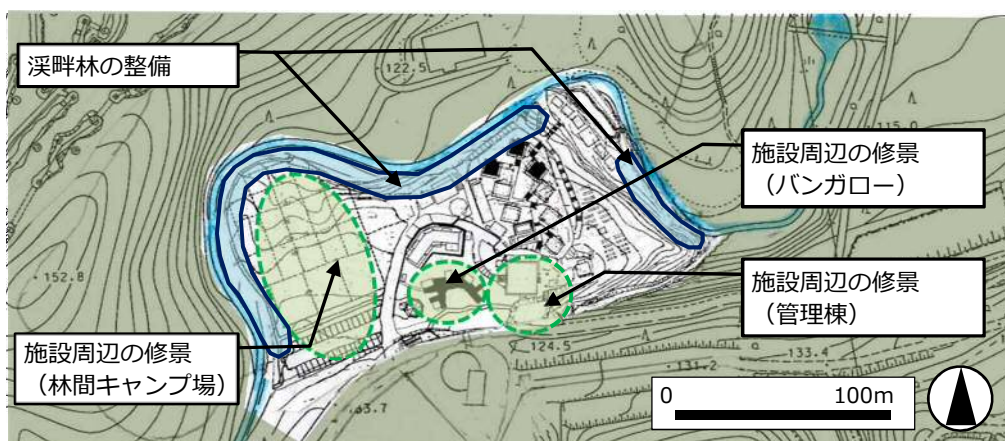
ア 再整備の方向性

キャンピングゾーンは、いこいの森のエントランスとなるゾーンであり、バンガローや林間キャンプ場などの宿泊施設や管理棟、バーベキュー場などいこいの森の主要施設が集中している場所です。いこいの森の利用者のほぼ全てが、キャンピングゾーンを経由して各施設を利用すること、施設利用者の大半が宿泊施設やバ

ーベキュー場利用者であることを考えると、利用者のいこいの森の印象は、当該ゾーンの印象によって左右されると言えます。そのため、利用者に明るく清潔感のある印象を与えるような森林環境を形成し、維持していく必要があります。

森林に目を向けると、坊所川沿いの一部に広葉樹が分布している以外は、スギの人工林が占めています。このうち、特に重要となるのが施設周辺の森林で、現状の暗く圧迫感を与える印象から、間伐や林床整理などを実施することにより、適度に光が入る明るい森林空間を創出します。次に、坊所川沿いの溪畔林では、現在一部にある広葉樹は保残しつつ、上記と同様にスギ人工林の間伐や林床整理などを実施していきます。将来的には、溪畔林全体を落葉広葉樹主体の森林へと転換していくことを目指します。

なお、各施設周辺の森林環境整備については、施設整備との調整を図りながら実施していくものとします。



図Ⅲ-32 キャンピングゾーンの森林環境整備計画

イ 事業計画

(ア) 各施設周辺の修景

a 管理棟

管理棟周辺のスギ林の立木密度が高く、暗い印象を与えているため、適宜間伐を実施します。

b バンガロー

バンガロー第1期のウッドデッキ前にスギが数本あるため、これらを伐採し、小広場として利用者が団らんできる場とします。

c 林間キャンプ場 (P59 参照)

前章で述べたように、テントサイトの再配置に伴い、間伐及び林床整理を進めます。



管理棟前のスギ



バンガロー前のスギ

(イ) 溪畔林の整備

キャンプゾーンの坊所川沿いの溪畔林は、ほぼスギ林が占めていますが、一部にはケヤキやカヤなどの大木が生育している箇所や、バーベキュー場付近には、サクラ類やミズキなどが見られます。このような広葉樹等は保残しながら、間伐を数回実施し、針広混交林を経て目的とする落葉広葉樹林を目指します。

間伐については、林地への環境負荷を考慮し、10mに1本程度の間伐率とします。落葉広葉樹への更新は、天然更新を期待したいところですが、上記のとおり、周囲に母樹となる広葉樹があまり存在しないため、本市の溪流沿いにも一般的に見られるハンノキやケヤキなどの郷土種を植栽する方法を採ります。植栽密度については、伐採後の照度等の状況を見ながら決定します。併せて、倒木の除去や下刈など林床の整理を実施します。

以上の作業を本基本計画の計画期間内に2回程度実施することとします。



溪流沿いのスギ・ヒノキ人工林



溪流沿いの広葉樹

(2) 森の体験交流ゾーン

ア 再整備の方向性

森の体験交流ゾーンは、森の中での自然体験や交流活動を楽しむゾーンで、キャンプゾーンと同様に明るい雰囲気が必要です。特に、木工体験等の各種イベントが行われることが多い体験交流センターきつつきの周囲、遊具が設置されているふれあいの丘などは、速やかに間伐、林床整理などの森林環境整備を実施します。また、溪畔林は、前項と同様の整備とし、広葉樹を保残しつつ、将来的には落葉広葉樹主体の森林への転換を目指します。

体験交流センターの西側の森林については、伐採体験など体験活動の主なフィ

ールドとして活用していくことを想定し、引き続き、適切な森林整備を実施していくこととします。



図Ⅲ-33 森の体験交流ゾーンの森林環境整備計画

イ 事業計画

(ア) 各施設周辺の森林環境整備

a 体験交流センターきつつきのウッドデッキ周辺等の修景

ウッドデッキやトイレへとつながる通路の周辺も立木密度が高くなっており、暗く使いづらい状況のため、適度に間伐を実施し、明るい雰囲気を作ります。

b キャンプファイヤーサークル周辺

川沿いのキャンプファイヤーサークル周辺は、樹木の枝葉が生い茂り、火を起こすには危険な状態のため、これら樹木の枝打ちや場合によっては伐採を実施します。



体験交流センター周辺の樹木



キャンプファイヤーサークル周辺の樹林

（イ）ふれあいの丘の整備

ふれあいの丘及びその周囲一帯は、落葉広葉樹主体の林地で、高木層には落葉広葉樹のクヌギ、コナラをはじめ、ヤマザクラ、オオモミジ、ケヤキ、ミズキなどが見られ、その下層でアラカシやシラカシといった常緑広葉樹も成長しています。これらの広葉樹林を生かしながら、現在ある遊具も活用し、明るい公園の雰囲気形成していくことを目指します。

これまで、ふれあいの丘周辺の森林は、自然に任せた状態であったため、管理状況は悪く、立木密度は 800 本/ha と公園としては過密で、林床もほとんど未整理です。そのため、林内の間伐を実施します。神奈川県「広葉樹林整備指針 生活保全森林ゾーン・資源活用森林ゾーン編」（平成 7（1995）年）では、一般的に公園の森林整備を実施する際の目安となる立木密度は 300 本/ha とされていますが、伐採率が約 60%にもなってしまうため、段階的に実施するものとし、間伐後の状況を見ながら適切な立木密度を見極めます。間伐の際には、機械的に伐採するのではなく、風致的に良好なランドマークツリーを選定し、これをポイントに残存させるべき樹木を選定します。

伐採後は、日当たりや風通しが良くなり、林床の下層植生の生育が期待できますが、公園としての維持管理をしていくため、放置せずに定期的な林床管理が必要になります。歩道や広場の周辺や草地とする区域にあっては、毎年 1 回以上の下刈を実施します。立ち入りを想定しない区域にあっては、景観維持のために 2 年毎の下刈を実施します。併せて、落ち葉掻きを行うことによって、多様な林床植物の増加を促します。また、このような下刈や落ち葉掻きなどの作業については、市民参加型のイベントとして実施することも検討していきます。



ふれあいの丘の落葉広葉樹林

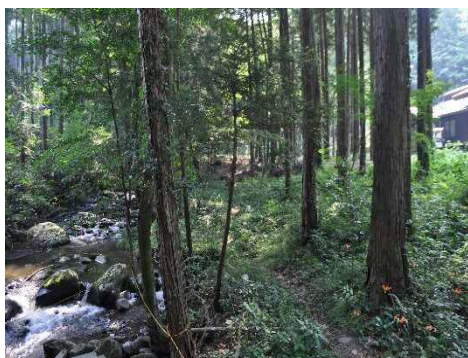


図Ⅲ-34 公園整備のイメージ

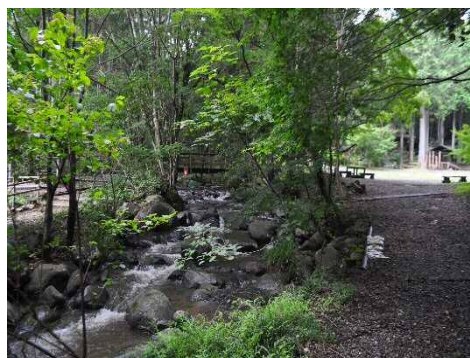
資料：神奈川県「広葉樹林整備指針 生活保全森林ゾーン・資源活用森林ゾーン編」（平成 7（1995）年）

（ウ）溪畔林の整備

きつつき橋から上流側はスギ人工林、バーベキュー場から下流のゾーン境界までは広葉樹林となっています。キャンプゾーンと同様に、広葉樹は保残しつつ、人工林については落葉広葉樹への転換を目指します。施業方法についても、同様とします。



溪流沿いのスギ人工林



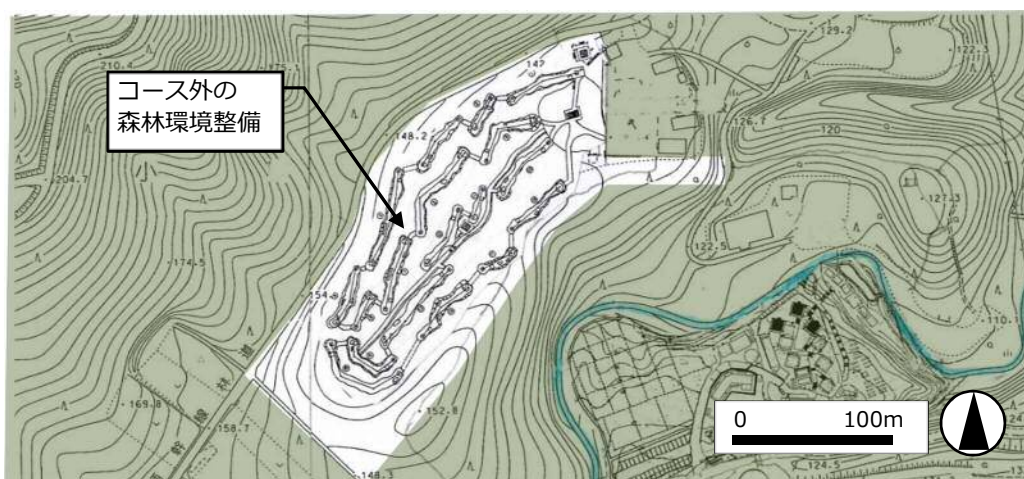
バーベキュー場付近の広葉樹

(3) リフレッシュスポーツゾーン

ア 再整備の方向性

リフレッシュスポーツゾーンは、その大部分にバードゴルフ場のコースが整備されているため、利用者がいかに快適にバードゴルフをプレーできるかを優先した森林環境整備が必要です。この観点から見ると、コース上は、樹木や下草が侵入することなく、しっかりと整備され問題なくプレーできる環境が整えられています。一方、コース外の森林は、林齢 40～70 年生のスギ・ヒノキ人工林で構成され、収量比数※²¹0.85 程度の過密な森林も見られます。また、森林内の暗さと下層植生の繁茂や林床の未整理が相まって、ボールがコースアウトした際に見失いやすいという状況が考えられます。

したがって、まずはコース外の過密状態にある森林の間伐等を速やかに実施し、明るくプレーできる環境を整え、併せて林床の整理を実施します。



図Ⅲ-35 リフレッシュスポーツゾーンの森林環境整備計画

イ 事業計画

(ア) コース外の森林環境整備

前述したように、コース外の森林については、立木の混み具合の指標となる収量比数が 0.85 程度の過密な森林も見られます。まずは、収量比数が 0.75～0.65

程度（中庸仕立て※22）となるまで間伐を行います。現在の立木密度は高いところで 900 本/ha 程度であるため、目標とする収量比数までには、500～700 本/ha 程度まで立木密度を落とす必要があり、本数間伐率にして多いところで約 45% の強度の間伐を実施します。

間伐後は、林床の下層植生の生育が旺盛となることが想定されるので、良好なプレー環境を維持するため、毎年 1 回以上の下刈を実施します。



コースの状況



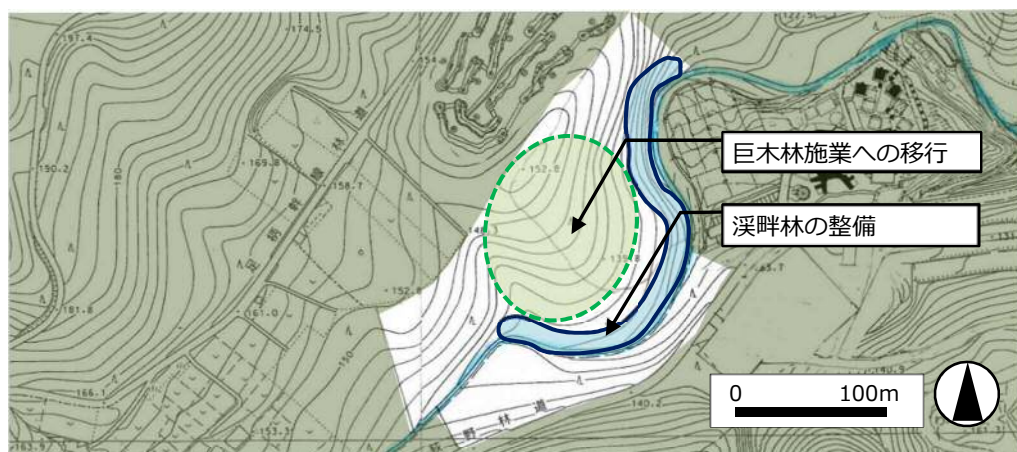
スギ・ヒノキ人工林の現況

（４）足柄美林ゾーン

ア 再整備の方向性

足柄美林ゾーンでは、これまで「足柄美林」の定義付けをせず、森林整備を実施してきましたが、今後はいこいの森の見どころの一つとして、巨木が林立する下層植生が豊かな林齢 100 年を超える巨木林を目指して、育成を進めていくこととします。

溪畔林は、ほぼスギ人工林で占められており、前述したように、落葉広葉樹林への転換を目指します。



図Ⅲ-36 足柄美林ゾーンの森林環境整備計画

イ 計画事業

(ア) 巨木林施業への移行

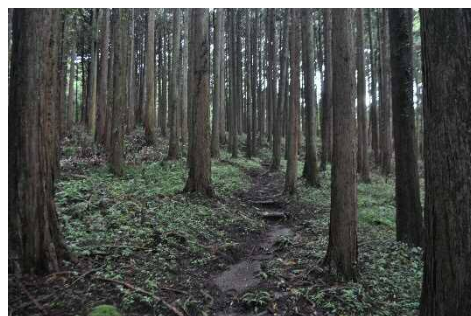
基礎調査の結果、当該ゾーンのスギ・ヒノキ人工林の現況は、スギ林が林齢 58 年生、立木密度約 900 本/ha で収量比数 0.85 程度、ヒノキ林は林齢 65 年生、立木密度約 1,125 本/ha で収量比数 0.90 程度となりました。

神奈川県「水源林整備の手引き（平成 29（2017）年 3 月）」によれば、巨木林施業を実施している林分において、林齢 60～70 年のスギ、ヒノキ林ともに成立本数が 500 本とされています。したがって、本数間伐率で 50%程度の間伐を実施しなくてはなりませんが、ここまでの強度の間伐を実施すると、林地への環境負荷も大きいと考えられるため、本基本計画期間中に数回の間伐を実施し、この本数に近づけていくこととします。収量比数は 0.65～0.55（疎仕立て^{※23}）程度を目標値とします。

間伐後は、林床に光が届くことにより生育してくる、ササ類や下草類などの下層植生を保護することが必要であり、潔癖な下刈は行いません。ただし、園路の周辺など利用者が利用する箇所については、年 2 回程度の下刈を実施します。



足柄美林ゾーンのスギ林



足柄美林ゾーンのヒノキ林

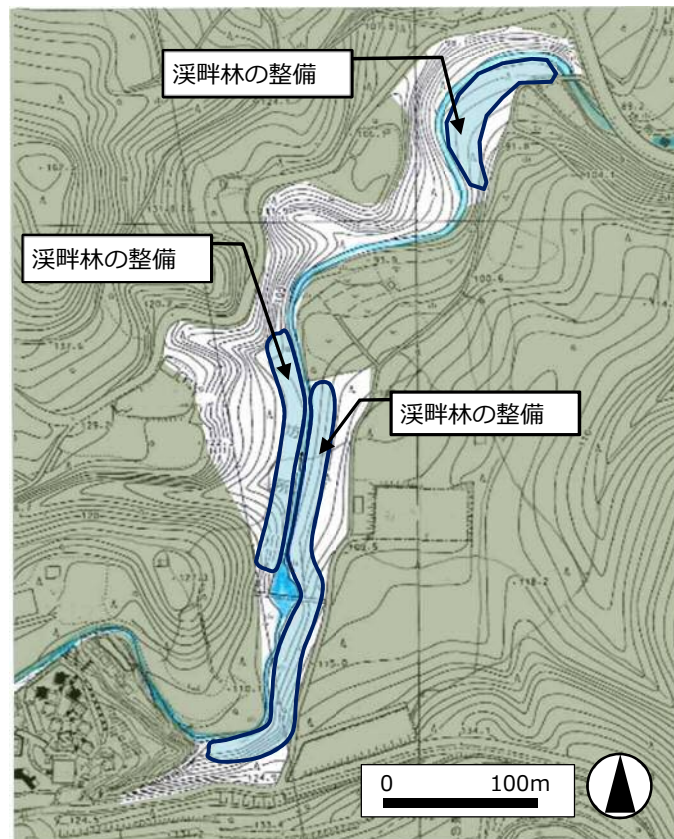
(イ) 溪畔林の整備

溪畔林については、巨木林とせず、落葉広葉樹林への転換を目指します。施業方法については、キャンプゾーンと同様です。

(5) せせらぎの森ゾーン

ア 再整備の方向性

せせらぎの森ゾーンは、溪流と森林の織り成す森閑とした雰囲気を楽しむことのできるゾーンで、前章で述べたように、川沿いの散策を楽しめるよう園路の改修と新設を実施する計画としています。これまで溪畔林の整備において、スギ・ヒノキ人工林から落葉広葉樹主体の森林への転換を目指してきましたが、当該ゾーンにおいても同様で、これによって、落葉広葉樹が連続した変化のある景観を楽しむような空間を創出します。



図Ⅲ-37 セセらぎの森ゾーンの森林環境整備計画

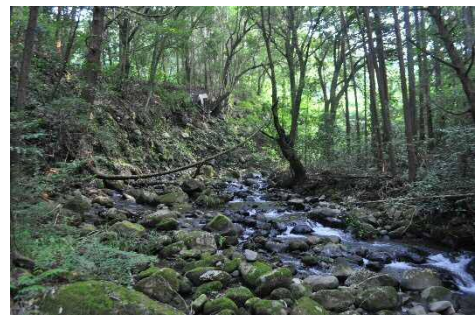
イ 事業計画

(ア) 河畔林の整備

これまでの記載と同様に落葉広葉樹林への転換を目指していきます。



せせらぎの森のヒノキ林



せせらぎの森付近の河畔林

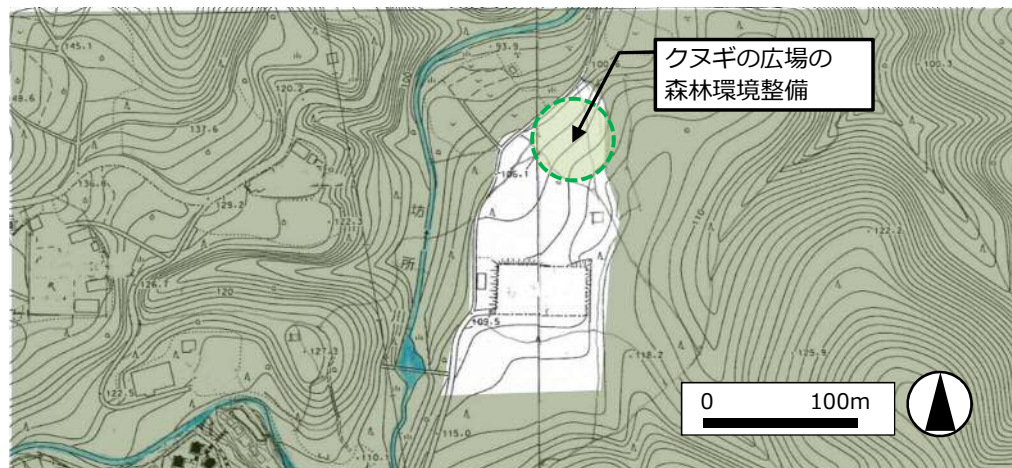
(6) 森の活動ゾーン

ア 再整備の方向性

森の活動ゾーンには、林間運動広場及びクヌギの広場が所在しています。林間運動広場周囲のスギ・ヒノキ林は、隣接する自然観察ゾーンと連続していることから、次項で示すスギ・ヒノキ林と同様の森林整備を実施することとし、本項では、クヌ

ギの広場の再整備の方向性について述べることにします。

クヌギの広場は、林齢約 60 年のクヌギを主体とする林地で、最近では虫害による枯死木も発生しており、更新を考える時期を迎えています。林内は、適度な照度を保っているため、立木密度は同程度を維持すればよく、林床も整理されています。したがって、主に老齢木の更新と虫害対策について進めていくことにします。



図Ⅲ-38 森の活動ゾーンの森林環境整備計画

イ 事業計画

(ア) クヌギの広場の森林環境整備

クヌギの更新とキクイムシ類による虫害対策を進めます。

クヌギの広場は、適度に光が入る明るい広場で、林床整理もしっかりなされています。そのため、更新は天然更新による方法を採用しますが、林内にはクヌギの幼木や実生が見当たりません。おそらく、林床の下刈の際、他の雑草とともに処理していることが考えられます。したがって、今後は、下刈の前に実生の発生状況を調査し、これを誤って刈らないよう注意が必要です。

虫害については、平成 30（2018）年度にはじめて発生を確認し、数本が枯死していたため、伐採し焼却処分したところでした。そのほかにも数本に被害が発生していることを確認しましたが、まだ枯死には至っていないため、経過観察としています。今後、さらに枯死木が発生するなど被害が拡大する状況であれば、被害木の伐採や薬剤の注入などの対策を講じます。



クヌギの広場のクヌギ林

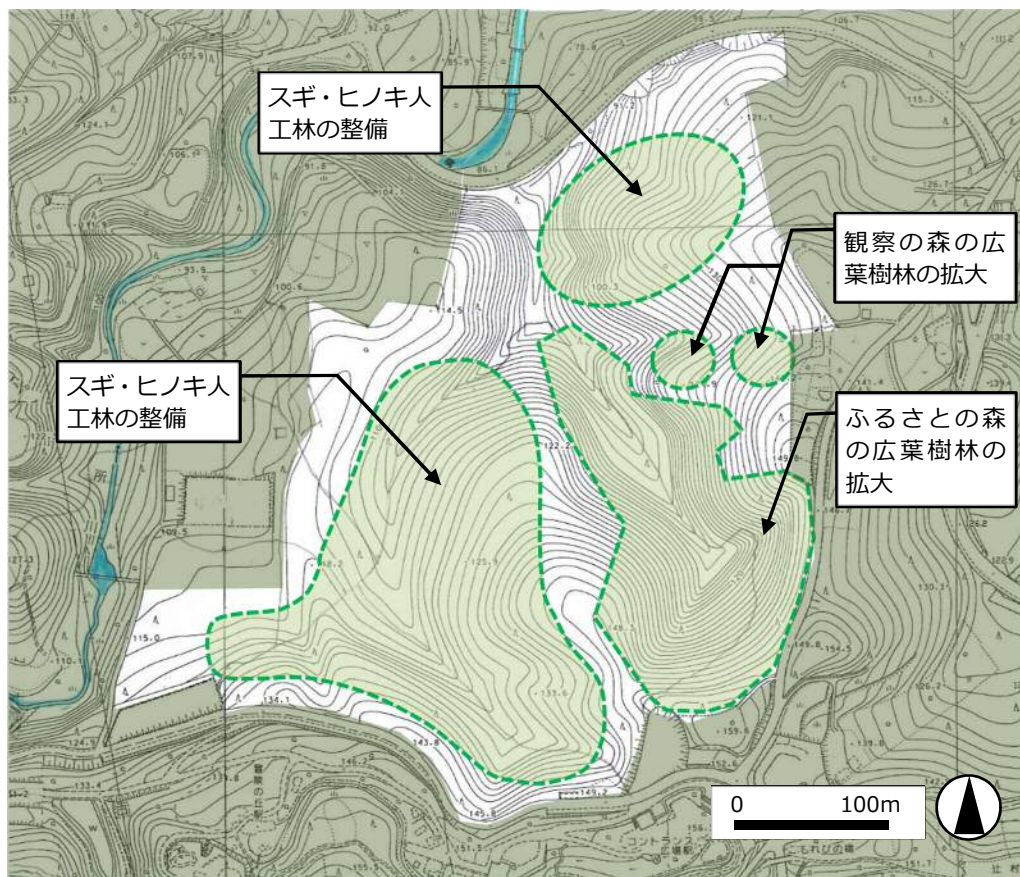


クヌギの虫害木

(7) 自然観察ゾーン

ア 再整備の方向性

自然観察ゾーンは、いこいの森の東側区域の大半を占める広大な森林で、動植物の観察を目的とする観察の森、広葉樹の植樹や下草の刈り払いなど森林ボランティア活動の場として活用されているふるさとの森、旧足柄美林ゾーンのスギ・ヒノキ見本林などから構成されます。このゾーンの利用形態は、自然観察を楽しみながら散策することであるため、適度に光が入り歩きやすく、様々な動植物が生息する生物多様性が豊かな森林が理想です。そのため、一部に分布している広葉樹を保全しつつ、現状の暗いスギ・ヒノキ林の間伐を進め、針広混交林を経て、将来的に広葉樹林に転換していくことを目指します。



図Ⅲ-39 自然観察ゾーンの森林環境整備計画

イ 事業計画

(ア) スギ・ヒノキ人工林の整備

旧足柄美林ゾーンのスギ・ヒノキ見本林及びその他のスギ・ヒノキ人工林は、針広混交林を経て、広葉樹林への転換を目指します。

森林の現況は、自然観察ゾーンで最も多いヒノキ林でプロット調査を実施した結果、林齢約 65～70 年で、樹高約 27m、胸高直径約 30cm、立木密度は約 1,200 本/ha で収量比数は 0.9 程度であり、非常に過密な状態です。この状況から、まずは、収量比数 0.65～0.55（疎仕立て）を目標として間伐を行います。目標とする収量比数までには、320 本/ha 程度まで立木密度を落とす必要があり、本数間伐率にして約 70%の強度の間伐が必要ですが、ここまでの強度間伐は林地に大きな負荷をかける可能性があるため、段階的に間伐を実施し、目標とする収量比数に近付けていきます。間伐後は、下層植生の成長をモニタリングしながら、これらが十分に成長した 10～15 年後に再度間伐を実施します。これを繰り返しながら、広葉樹の森林へと遷移させていきます。

間伐後の林床整理については、森林整備の過程で発生した枝条や倒木など、景観上支障となるものを処理するだけにとどめ、潔癖な下刈などは行わず、林床の下層植生の成長を促します。ただし、園路の周辺など利用者が利用する箇所については、年 2 回程度の下刈を実施します。



スギ・ヒノキ見本林



その他のスギ・ヒノキ人工林

(イ) ふるさとの森の広葉樹林の拡大

序論で述べたように、ふるさとの森は市有地で、市民参加型のボランティア活動によって、広葉樹の植樹を実施しました。ただし、全域を植栽地としたわけではなく、その一部にはスギ・ヒノキ人工林が残存しています。これを将来的に、広葉樹林へと転換していきます。

現在、植樹した広葉樹が林齢 3～6 年、樹高が 1.5m 程度の幼木であることから、環境負荷等を考慮し、一度に残り全ての面積を伐採し植樹するのではなく、数回に分けて段階的に実施していくこととします。実施方法は、上記と同様に市民参加型のボランティア活動での実施や、指定管理者による自主事業という形で参加費を徴収して実施するという方法も考えられます。いずれにせよ、市民参加のイベント形式での実施を検討していきます。



ふるさとの森の広葉樹林



残存するスギ・ヒノキ人工林

(ウ) 観察の森における広葉樹林の整備

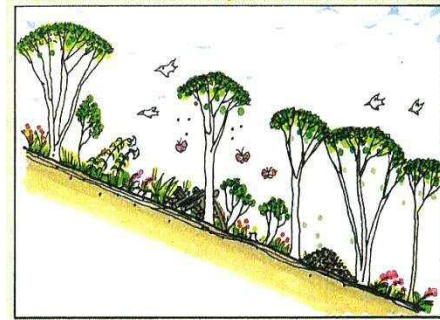
観察の森の落葉広葉樹林は、高木層にコナラ、クヌギ、ヤマザクラなどが、低木層にはアオキなどが多く見られます。樹冠は混み入っており、林床に十分光が届かず、下層植生が単純化しています。

これを改善するため、林床に光が届くよう、ギャップ※²⁴ 形成のための伐採を行います。ギャップは 10m 四方程度とし、この範囲の高木をまとめて伐採します。緩斜面を中心に 1 ha 当たり 10～20 箇所程度を適切な間隔で配置します。ギャップの形成は、林床に光が届くようになるだけでなく、生物の生息空間の創出にもつながり、生物種の多様化が期待できます。

整備後は、林床植生を維持するために 1～3 年に 1 回程度の下刈を実施します。園路の周辺など利用者が利用する箇所については、年 2 回程度の下刈を実施し、気持ちよく散策のできる環境を作ります。



観察の森の広葉樹林



図Ⅲ-40 ギャップ形成のイメージ
資料：神奈川県「広葉樹林整備指針 生活保全森林ゾーン・資源活用森林ゾーン編」(平成 7 (1995) 年)

3 全般的事項

(1) 沿道の景観整備

市道 2479 沿いの森林景観を改善するため、市道境界から幅約 5 m を目安として、修景を目的とした間伐を実施します。まずは、景観を害している生育不良木などを優先的に伐採し、本数間伐率 50% 程度の強度間伐を実施していきますが、現地は急傾斜地のため、状況を見ながら調整します。将来的には、既存木を活用して並木状

の景観を目指します。



第4駐車場付近の森林景観



第3駐車場付近の森林景観

4 まとめ

森林環境整備の事業計画の一覧を次図に示します。



第5章 公益性と収益性のバランスがとれた管理運営

1 基本方針

これまで、施設整備等について述べてきましたが、たとえ施設を新たなものに刷新したとしても、提供するサービスの質が伴わなければ、施設としての魅力は半減します。そのため、利用者のニーズを的確に捉えた施設運営が重要です。

それでは、どのようなサービスが必要なのでしょう。単純に利益だけを追求する施設運営を目指していけばよいのでしょうか。当然、その考えも重要な側面ではありますが、いこいの森が民間の施設ではなく、行政が管理する施設であるという性格上、公共サービスという点が非常に重要な視点となります。理想的には、これらが高次にバランスのとれた施設運営が望ましいところですが、開設以来、施設、サービスともに現状維持としてきた経緯から、これを実現するためには、市と指定管理者とのサービスに関する意識の共有、条例等の抜本的な見直し、指定管理者の選定手法など改善すべき点が多くあります。全てを短期間で一度に変えることは現実的ではなく、優先順位を考慮しながら、徐々に改善を図っていくべきであると考えます。

そこで、本章では、利用者サービス向上のための基本点な考え方を示すとともに、主要な課題について整理することを主眼に置きます。



体験ヨガ教室



きまつりでの木工体験教室

2 管理運営計画

(1) 管理運営業務

ア 維持管理

(ア) 施設管理

施設管理業務には点検・保守、修繕、清掃などがあり、定期的実施する必要があります。また、利用者にとって快適な空間を提供し、使いやすさや安全性を確保するものでなければなりません。本項では、特に重要であると考えられる項目について列挙しました。

a 各施設の清掃

明るく清潔感のある雰囲気づくりのためには、定期的な清掃が欠かせません。特に、トイレ及びその周辺は、施設の印象に大きく影響すると考えられるため、引き続き、適切な清掃に努めます。

また、体験交流センターきつつきのロビーが、荷物置き場になりがちな状況が見られるので、これを改善します。

b 園路の機能維持

キャンピングゾーン内の園路は、比較的維持管理がなされているものの、森林内の園路については、管理がなされていない箇所が多く、場所によっては草木が繁茂して、園路としての機能を果たしていない箇所も見受けられます。本計画に従って、園路の改修及び新設を進めながら、定期的な巡回を実施し、園路の維持管理に努めます。

c ゴミ対策

調査報告書において、ゴミの投棄について触れられています。近年では、粗大ゴミなどの大きなゴミが投棄されたという報告はほとんどありませんが、道路沿いの林内への空き缶などの小さなゴミの投棄は少なくありません。そこで定期的にゴミ拾いを実施するほか、道路沿いに警告のための看板を設置するなどの対策を検討していきます。

(イ) 森林管理

施設管理と同様に、明るく清潔感のある雰囲気づくりが重要です。これまで述べてきたように、枝条や倒木が放置されている箇所や下草の管理が適切になされていない箇所が多く見られ、森林内が雑然としています。まずは、これらの整理を実施するとともに、枝打ちや樹木を伐採した際には、林床に枝条や倒木を残さないように整理を行います。

イ 運営

(ア) 施設の利用方法の改善

多様化する利用者ニーズに柔軟に対応するためには、施設の利用方法の抜本的な見直しが必要です。

そのため、施設管理者と連携しながら、類似施設の動向や施設利用者によるモニタリングを踏まえ、様々なサービス（例：テントの持ち込み、オートキャンプ、火の取り扱い、キャンプ場の通年使用など）の導入について検討を行い、サービスの向上を図ります。

なお、施設や森林などハード面の整備は、多額の財源と時間が必要となるため、サービス向上に向けた利用方法の見直しなどソフト面の整備を先行的に取り組むこととします。

(イ) 効果的な PR 手法と情報の収集・提供

総務省の平成 27（2015）年版情報通信白書において、何かを自発的に調べようとする際、どのような手段を最も頻繁に利用するかを尋ねた結果、約 7 割が「インターネットの検索サイトで調べる」と回答しているほど、インターネットが一般的な情報収集の手段として普及している昨今、ホームページや Facebook、

Twitter、インスタグラムといった SNS などを使った情報発信は特に効果的な手段であると考えます。

また、施設管理者は、利用者に対する定期的なアンケートの実施、キャンプ専門サイトなど様々なメディアを通じた情報収集に努め、日々刻々と変化する利用者のニーズ等に迅速に対応する能力が求められます。

(ウ) 多様なコンテンツの提供

いこいの森の果たすべき役割を効果的に発揮させるためには、キャンプを皮切りとした、多様な自然体験の提供が必要不可欠となります。特に、自然体験に慣れていないビギナー層を対象としたキャンプレッスンや、自然のフィールドを最大限に活用した体験活動、健康の維持増進を図った森林ウォーキングなど、いこいの森内でのイベントを定期的を開催するほか（表Ⅲ-7）、わんぱくらんどやフォレストアドベンチャー・小田原などの周辺施設と連携したイベントを積極的に企画することで、利用者同士の交流や、利用の活性化を図っていきます。

表Ⅲ-7 開催が考えられるイベント等（既開催を含む）

ゾーン	開催が考えられるイベント等
キャンピングゾーン	シイタケ狩り キャンピング教室 農林産物即売会 木工品展示即売会
森の体験交流ゾーン	木工体験教室 寄木細工体験教室 竹細工体験教室 森のヨガ教室 草木染体験教室 椎茸ホダ木づくり 火起こし体験 植物しおりづくり教室 どんどこ焼き 山仕事体験教室ボランティアサミット 森林インストラクター養成教室
リフレッシュスポーツゾーン	バードゴルフ大会 バードゴルフレッスン教室
せせらぎの森ゾーン	溪流のぼり体験教室 水生生物観察会
森の活動ゾーン	昆虫採集教室 夜の昆虫観察教室
自然観察ゾーン	森の自然教室（季節・月ごと） 山野草観察会 野鳥観察会 山菜採りと山菜料理
全域	きまつり 春まつり 森林ウォーキング 自然探勝会 森林体験ツアー

（工）危機管理体制の構築及び施設利用者の安全確保

いこいの森は、そのほとんどが森林で占められており、河川や急傾斜地などの危険な場所も存在します。さらに、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域もあることから、大雨等の自然災害時の対応に備えるとともに、発災時は人命を最優先とした対応を取る必要があります。

そのため、緊急連絡網の作成、非常食の備蓄、発生から避難誘導、終息までの手順や周辺施設との協力体制など危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、発災時の対応について定期的に訓練を行うこととします。併せて、国土交通省が示す土砂災害警戒避難ガイドライン等を基に、避難判断基準や避難場所及び避難ルートの設定などを明確に示すこととします。

また、利用者が安全、快適に施設を利用できるよう、定期的に施設及び備品類の安全点検を実施し、安全管理を徹底します。

さらに、いこいの森ではニホンジカやイノシシなどの有害鳥獣が目撃されているほか、スズメバチ類やヘビ類などの危険生物も生息していると考えられるため、それらに対する注意を喚起する看板の設置なども進めていくとともに、万が一、事故等が発生した場合、早急に管理者と連絡が取れるよう、緊急連絡用の標柱設置について検討することとします。

（２）管理運営体制

ア 指定管理者の選定等

開設以来、いこいの森は、森林組合によって管理運営がなされており、指定管理者制度の導入以降も非公募により、当組合を指定管理者として選定していますが、利用者ニーズや野外レクリエーション施設等の多様化や、これら施設等の管理運営と森林整備という異なる専門的知識・技術を要する業務が複合しているいこいの森の特殊な事情から、1事業者による管理運営には限界が見え始めています。これらの観点に加え、野外レクリエーション施設の管理運営のノウハウを有する民間事業者の活用、選定に係る透明性の確保などの理由から、公募による選定方法への切り替えを検討していきます。この際、野外レクリエーション施設等の管理運営と森林整備を別々の業務として管理者を指定する手法や、複数の専門事業者がジョイントする手法など、指定管理の手法には様々なものが考えられます。

また、現在、指定管理期間は5年間としていますが、期間の設定についても検討が必要です。例えば、指定管理期間を10～20年間の長期間とした場合、中長期の経営計画に基づいた管理運営による収益確保や人材育成期間の確保による質の高いサービスの継続的かつ安定的な提供など、管理者側のメリットが考えられます。

一方、行政側の視点から見れば、指定管理者を見直す機会が減少するなどのデメリットも考えられます。

いずれにせよ、施設の特異性、指定管理者の安定的な管理運営と人材確保の観点から、市と指定管理者の双方にとって、最適な指定管理期間を検討していきます。

イ 周辺施設との連携

指定管理者の指定に関して、隣接する市の施設であるわんぱくらんどといこいの森の指定管理者を同一とし、両施設を一体的に管理することによって、より効果的かつ効率的な施設運営を行うことが期待できるのではないか、という議論があります。確かに、いこいの森の利用者がわんぱくらんどの駐車場を利用していることや、両施設共同した周知 PR、プログラムの提供等を実行しやすくなること、事務や経理などをまとめて管理することができることなど、一体的に管理をすることでもたらされるメリットは様々なものが考えられます。

一方で、両施設の性格が異なるため、同時に管理運営できる単一の事業者は考えづらく、たとえ複合企業体としたとしても指定管理者の候補となる事業者は多くはないであろうと推測されることや、両施設ともに広大な敷地面積を持つため、管理運営に係るコストが単独の施設と比べて増える可能性もあること、などの問題点も存在します。

また、本計画で述べてきたように、いこいの森については、各施設が老朽化していることや森林の未整備箇所が多く見られることなどの課題があり、わんぱくらんどについても、各施設の老朽化などの同様の課題を抱えているため、まずは、それぞれの施設の整備や収支改善策を進めた上で、総合的に検討する必要があります。

そのため、両施設の一体的管理については、メリット・デメリットについて比較衡量しながら、市、指定管理者及び利用者の3者にとって望ましい形を探ることができるよう、今後も継続して検討していきます。

ただし、いこいの森の利用者数の増加や各施設間の回遊性向上を図るためには、民間施設であるフォレストアドベンチャー・小田原も巻き込んだ各施設間のさらなる連携強化が必要不可欠であり、一体的管理としない場合にあっても、どのような連携が可能であるかを協議するための場を持つことにします。

(3) 条例等の見直し

ア 条例の見直し

小田原市いこいの森条例（昭和 57 年 3 月 30 日条例第 2 号）において、いこいの森の各施設の利用料金や使用期間及び時間が規定されています。特に、利用料金の設定は、利用料収入の増減に直結します。利用料収入の増加のためには、単純に利用料金を値上げすればよいところですが、現在の利用料金に魅力を感じている利用者も一定程度存在していることから、利用料金の設定について、施設の利用状況や収支構造、周辺類似施設の利用料金の状況を踏まえた上で、条例改正に向けた検討を進めていきます。